

ビタミンM No.39

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年8月号)

<今月のトピックス>

- ・ 日本年金機構における情報流出事案
- ・ いよいよ始まるマイナンバー制度

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案について

日本年金機構に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、保有する個人情報の一部が外部に流出したことが今年5月28日に判明しました。調査の結果6月22日に発表された流出件数は、101万4,653件です。

日本年金機構では、専用電話窓口(コールセンター)が設置されたほか、情報流出の対象となった方はお知らせとお詫びが郵送されるとともに、基礎年金番号を変更し新たな番号が郵送されます。

ご注意ください！！

1. 今回の年金情報流出事案に関して、日本年金機構から直接電話またはメールでの連絡はありません。
日本年金機構をかたる電話またはメールがあった場合は、ご注意ください。
2. 日本年金機構職員、消費生活相談センター職員や弁護士等を名乗り、キャッシュカードを預かろうとするなどの詐欺行為を行う犯罪が発生しています。年金の手続きにおいて、キャッシュカードを預かることはありません。このような場合は、年金事務所、消費生活相談センター、警察等にご相談下さい。

日本年金機構専用相談窓口(コールセンター)

電話番号:フリーダイヤル **0120-818211**

受付時間 8:30～21:00(平日及び土日)



いよいよ始めるマイナンバー制度

マイナンバー制度のスタートまで、あと2ヶ月になりましたが、従業員に今から伝えておかねばならないことは何でしょうか？  ①	マイナンバーは平成27年10月以降、住民票に記載された世帯ごとに、簡易書留で送付される予定です。 中身はマイナンバーの「通知カード」や来年1月以降に交付される予定の「個人番号カード」の申請用紙などが入っています。  ②	基本的には、従業員の住所に届くということですね。  ③
現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性がありますので、ご注意下さい。従業員の皆さんには、住民票に登録されている住所を確認し、以前にお住まいの場所から住民票を移していない場合は、速やかに異動手続きをしてもらう必要があります。  ④	通知カードが届いたら、従業員にマイナンバーを会社へ通知してもらわないといけませんよね？  ⑤	平成28年1月以降行方、雇用保険や税金関係などの手続きにマイナンバーが必要になりますので、従業員全員に通知してもらうことになります。通知カードが届いたら、紛失せずに保管しておいてもらうよう、今から伝えておくと共に、会社での回収方法も考えておきましょう。  ⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心がけておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者:社会保険労務士 岩田健

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail:kcr@nkgr.co.jp

作成日:H27.7.17
NK-GROUP

イラスト協力:WANPUG